

生活情報センター目的利用の審査に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活情報センター条例（以下、「条例」という）第8条第1項に掲げる目的利用の対象について審査等の手続きを定めることにより、条例第1条に掲げる、消費者の健康で安全な暮らしの確保及び向上並びに市民の自立し、安定した経済生活の実現に寄与することを目的とする。

(目的利用の範囲)

第2条 目的利用の内容は、条例第1条に定めるもので、暮らし支援課が実施する次の内容の事業推進に寄与するものとする。

- (1) 消費生活の安定・向上に関する事
- (2) 就労支援及び無料職業紹介に関する事
- (3) 労働福祉に関する事
- (4) 若者支援に関する事
- (5) 生活困窮者自立支援に関する事

(利用申込)

第3条 この要綱において、生活情報センターを目的利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、「生活情報センター目的利用申込書」（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(目的利用の決定)

第4条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、内容を審査し、目的利用の可否について決定し、「生活情報センター目的利用回答書」（様式第2号）により速やかに申込者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。